

- 1 開催日 平成 25 年 9 月 30 日 (月)
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 市教委第 40 号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
 - 日程第 3 市教委第 41 号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について
 - 日程第 4 市教委第 42 号 高知市公立学校教員に係る措置について
- 4 協議 ○高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価における事務局一次評価案について
- 5 報告 ○平成 25 年 9 月高知市議会定例会について
第 439 回高知市議会定例会に提案した平成 24 年度決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分の報告及び議案の審議状況について
○新図書館等複合施設・こども科学館（仮称）実施設計について

4 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	森 田 洋 介
	学校教育課長	土 居 英 一
	青少年課長	西 本 真 美
	人権・こども支援課生徒指導対策監	横 田 隆
	教育研究所長	多 田 美奈子
	少年補導センター所長	西 澤 勇 司
	市民図書館長	貞 廣 岳 士
	教育政策課教育企画監	野 村 能 教
教育政策課長補佐	高 岡 幸 史	
教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町	
教育政策課主査	横 田 由紀子	

1 平成 25 年 9 月 30 日（月） 午後 3 時 30 分～午後 5 時 50 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 30 分

門田委員長

ただいまから、第 1118 回高知市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、西森委員さんをお願いします。

それでは、議案審査に移ります。

日程第 2 市教委第 40 号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」です。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の森田と申します。よろしくお願ひいたします。

資料の 2 ページをお開きください。「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」でございます。

内容でございますが、生涯学習課春野公民館に勤務する職員の週休日の変更を行おうとするものでございます。具体的な改正内容については、次の 3 ページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正後、新の規則となっておりますが、第 7 条の表題、本文とも土佐山公民館の後に春野公民館という文言を加えて、春野公民館職員の週休日を日曜日及び月曜日に規定するものでございます。

春野地区には、高知市立春野公民館及び 15 の分館がございますが、春野公民館のみ市の職員が勤務しておりまして、現在、正職員が 3 名勤務しております。設置条例では、春野公民館の休館日を月曜日と定めていますが、合併前から職員の勤務は月曜日から金曜日、月曜日は休館日のため貸館等の業務は行わないものの、職員は出勤しまして執務を行っていました。一方、土・日は開館日ですが、職員は休むという状況で、貸館部分の鍵の管理等につきましては、委託で行ってまいりました。

週休日の変更理由でございますが、6 月の定例教育委員会でもお諮りしましたように、本年 7 月から生涯学習課の文化プラザかるぼーとへの移転に際しまして、本課である生涯学習課職員の週休日を、日曜日と月曜日に変更し、鏡公民館や土佐山公民館と同様の週休日といたしました。この結果、他の公民館と連携が取りやすくなり、事務の効率も向上したところですが、一方で、結果的に春野公民館の職員のみ週休日が土・日となり、生涯学習課との事務の連絡可能日が少なくなるなど、事務の執行面で支障が多くなってまいりましたので、今回の変更により、こうした部分の是正を行いたいと考えております。

また、市民サービスの面におきまして、貸館受付等の市民対応が土曜日にも可能となるほか、他の市立公民館と同じ曜日の対応となりますので、市民の方々にも分かりやすいようになっていくものと考えております。

説明は以上でございます。

門田委員長

ただいまの件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 40 号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を、原案の通り決することにご異議ございませんか。

委員一同

門田委員長

市教委第40号は原案の通り決しました。

次に日程第3市教委第41号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の土居でございます。

お手元には、平成26年4月1日付けの高知市立学校教職員人事異動内申方針とそれに係るものとして、資料1, 2, 3という形でお配りしております。

まず、本市の学校教職員人事異動内申方針についてでございますが、これの基本となりますのが、1枚めくっていただきまして、平成26年4月1日付け「高知県公立学校教職員人事異動方針」に基づいてということになりますので、こちらの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、記書きの1のところ、「人事異動は高知県教育振興基本計画の重点プランの着実な推進により、学力、体力、心の問題など本県における現下の教育課題に的確に対応し、成果を挙げることを第一義とし、本人の希望はその範囲で考慮する。」ということで、まず1番として、高知県教育振興基本計画の重点プランに基づいての異動を行うということが明記されております。

その基本計画重点プランの上位に当たるのが高知県教育振興計画となり、要は、教育振興計画に基づき高知県教育振興基本計画重点プランがあり、その中でこの人事方針が立てられたこととなります。

お手元には、資料1に、高知県教育振興基本計画と関係部分と全体構成、さらには3枚目に高知県教育振興基本計画重点プランを簡単にまとめたものをお配りしております。

そこで、3枚目の高知県教育振興基本計画重点プランで見ると、この計画は平成24年度から27年度の4年間について立てているものでございまして、県教育委員会としては、26年度は3年目に当たるということで、大幅な人事異動方針についての変更は行っておりません。

具体的には、9番目で「再任用教職員については、特性や能力に応じて、適正かつ効果的な配置に努める。」ということが示されているわけですが、この点につきましては、ご承知の通り退職から年金支給までの間の円滑な接続ということで、再任用制度が来年度から導入されるということになりますので、ここに「適正かつ効果的な配置に努める。」ということが追加されているところでございます。

1～11までについて、県の担当者との話の中では、4番目にあります校長、副校長、教頭及び事務長の登用についての部分で、「危機管理能力を高め、力のある学校づくりを組織として推進することができるよう（後略）」と、この部分がやはり今後の大きなポイントであろうという説明を受けているところでございます。中でも、4の(5)「防災や緊急時の組織的対応等、危機管理能力を有すること。」ということ、非常に方針の中では重要視しているという説明も受けているところです。

この県の人事異動方針を受けまして、1枚目にありますように、高知市立学校教職員人事異動内申方針ということを示したところですが、県の変更点に対応するものとして、2の(5)に、「再任用教職員の配置については、特性や能力を考慮し、適正かつ効果的となるよう人事異動の内申を行う。」ことを、県に呼応して5番目の項目としているところでございます。その上で、(1)～(6)の範囲内で本人の希望に即した異動内申を行うという、このような内申方針を提案いたします。以上です。

門田委員長

ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

西森委員

再任用職員についてですが、例えば管理職にならないで、現場にお勤めだった先生が再任用される時というのは、割とイメージしやすいのですが、校長先生、教頭先生といった管理職が、定年退職の時期を迎え再任用された時は、ポジションはどんなものを想定されているのですか。

学校教育課長

県教委からは、元の職を保証するものではない、という説明を受けています。ですから、校長職であれば必ず校長職に、教頭職であれば必ず教頭職になるものではないという説明でございます。校長で退職をして校長で再任用というケースもあります。一般的にはこの形になるかと思いますが、そうでないケースもある旨、再任用制度の説明の時に対象者に説明もされたと聞いてますし、明文化もされています。

西森委員

そうすると、組織的な問題ですけれど、ポストが空かないという事態も考えられるわけですね。

学校教育課長

確かに、退職者が再任用して管理職のポストに留まるということになれば、ポストが空かないということになるわけです。現状の県並びに市の状況を見ますと、今後大幅な管理職の入れ替えの時期を迎えますので、その意味では、一定急激な変化を緩和するというような役割もある意味では出てくるのではないかと予想しているところです。

西森委員

分かりました。

西山委員

質問です。資料1の2ページ目に、人事異動は高知県教育振興基本計画重点プランの着実な推進というのがありますね。この高知県教育振興基本計画の重点プランというものを、異動の対象になる、全教職員が理解、認識しておかなければいけないと思うのですが、その理解度を確かめる方法は、どのような手立てでやっておられますか。

学校教育課長

例えば、資料の3枚目、重点プランの目標のところ、小学校の学力を全国上位を目指すとか、児童生徒の自尊感情を育む、小・中学校の体力、運動能力を全国平均になどということを示しています。これに関わるものとして、各学校が、今、作成しております学校改善プランというのがありますが、知・徳・体の項目に分かれておまして、これが各教職員が関わって学校をどのように運営するかというのをまとめているものですが、その中身がこの内容とほぼリンクをしております。私どもとしましては、単に学校でその改善プランを作るのではなくて、例えば教員の立場であれば、または何々係といった公務分掌の立場であれば、どの部分はその改善プランの中で自分が果たすべき役割なのかということ認識をしたうえで、学校改善プランの実行に当たっていただきたいと、そういった場でこの基本計画が実際、執行されているかどうかについては、確認していきたいと考えております。

西山委員

ヒアリングをする場合もあるし、又は各該当する先生の方針なり、計画なりそういったものが示されて、それで以て委員会として判断するという理解でよろしいでしょうか。

学校教育課長

各教職員は、育成型の人事評価ということで、学校長とのヒアリングをいたします。その時に学校長は、この重点プランですとか改善プランを基にその教員と面談しますので、その教員がどういう理解をし、どういう取組をしているのか、また弱い部分があれば、この部分があなたにとってもっと伸ばすべきではないですかというような面談を行ったうえで、人事評価を行っています。

西山委員

もう1点です。人事異動内申方針の具体的要領の(3)では、校長、副校長、教頭の能力的なところを総合的に判断するとありますが、その判断はどのような方法になりますか。

例えば色々な論文を書いていただくとか、文章によって提示していただいて確認するなど色々な手立てがあると思うのですが。

学校教育課長

その点につきましては、先ほど申しましたが、学校改善プランというものは最終的に校長が決裁し

て私どもに提出します。その進捗状況につきましては、9月に中間検証を行い、年度末に提出も求めますし、学校長等との人事面談の中では、その改善プランについてどのような認識があり、またその改善プランが実際に県や市の方針にどのように呼応しているかということにつきましては、その場で、管理職につきましても、その面接の場も含めまして、総合的に判断していきたいと考えているところでございます。

西山委員

もう1点。(4)で、「同一学校での勤務が、長期間に及ぶことがないよう考慮し」とありますが、長期間とは何年ぐらいですか。

学校教育課長

県は5年、7年という目安を持っています。5年を過ぎれば異動の対象になります。ただ、必ずしも5年を過ぎたら異動するというのではなくて、その各校の先生方とか、学校の状況がありますので、5年というのを目安にしながらそれを過ぎた場合には異動する、ごく普通に異動があるというような形で、一定の年数につきましては、線を引いているところです。

西山委員

こう解釈したらいいですか。基本的には5年以上の長期間に及ぶ場合、学校の諸般の事情を考慮し、という理解でいいですかね。

学校教育課長

そうです。ですから、基本的には、5年間くらいは1つの学校でと考えます。ただ、短い方もいますし、長い方も出てくる訳ですが、一つの基準として同一校については、5年を目途としましょうということですね。

松原教育長

県の人事異動方針の1番ですが、人事異動はということで、「学力、体力、心の問題など、(中略)教育課題に的確に対応し、成果をあげることを第一義として、本人の希望はその範囲内で考慮」とあり、成果を上げるということは、意味は分からないでもないがどうでしょう。例えば、異動である学校に移った校長先生が、学力テストの成績が上がらない、その先生の責任だけではない問題もあったりする訳だけれども。これを入れた理由はどのようなところですか。今回初めて入ったのですか。

学校教育課長

まず、この文言については、今回初めて入ったものではございません。昨年度もございました。

松原教育長

では、県の教育委員会は、学力テストの様子を見て、成果が上がっているかどうかを次の異動の判断基準にしているということですか。

学校教育課長

私どもの理解としましては、ここで言う成果は、確かに重点プランの目標のところには、例えば全国の学力、学習状況調査で何ポイントという表現ですとか、それから中学校の調査において体力合計点全国平均まで引き上げるといった目標値としては定めておりますが、このことを以て成果であるとは考えておりません。

やはり、目の前にいる子どもたちを、義務教育又は教育を終えて、これから非常に多様化し、また激変するであろう未来の社会の中で、自分の力で歩いていける子どもたちに育成することが私たちの大きな目的だと思っていますので、そういう意味での成果を上げるということが第一義であると私どもは認識しております。

ただ、先ほど申しました色々な数値は、一つの目標値ですので、そういう目的に向けて進めているかどうかを点検するため、又は検証するためのものとしては非常に重要と考えております。この目標と目的を取り違えますと、先ほど教育長からご指摘のあった危惧をするという状況になると思いますので、その部分については、私どもは現場に発信をし、取組を進めていく上で、絶対に外してはいけない部分ではないかという認識をしています。

西森委員

再任用に戻ってもう1点。

今回の変更点として、網掛けになっている部分でもあるので質問させていただきますが、県でも同じで、当然県が再任用制度を取り入れることと連動していて、違うのは、今までは希望者全員が再任用ではないというシステムだったのが、全員とまでは言わないが、かなり希望を取り入れるということで、年金との円滑な接続のためということですよ。そういう意味で、学校の先生方についても再任用のご希望があれば基本的には了承なさる方針なのでしょうか。

学校教育課長

任命権者は県教委でございますので、ここの説明によると、あくまで希望に応じまして審査を行いますという前提です。ですが、一方で、先ほど申しましたように、定年と年金支給との間の円滑な接続ということがありますので、そういう一定の方針があるということも聞いているところです。ただ、希望を上げれば何もかも叶うのではなくて、審査があるということは明文化されているので、その中で、先ほど申しましたように、職のことも含め、どういう形になるのかということ、またどこに再任用後のポジションとして配置するのが適切かということを含めて、考慮したうえで結果が出てくると私どもは認識しています。

西森委員

さっきのポジションの話ともやや絡むのですが、県のいわゆる知事部局などの職員に関しては、今いくつかの勤労パターンを考えておられるようで、まだ固まったようなものでもないようですが、時間が短かったり、週に何日間か行く等ということも考えられているようですが、学校現場での再任用では、どのような勤労形態が想定されていますか。

学校教育課長

基本的には、フルタイム5日間というのが基本形です。ただ、例えば2日と3日で、二人でシェアできるという状況の場合には、短時間勤務が有り得るということで、可能性としての条項が盛り込まれております。

西森委員

青写真としたらそういうのもあるのでしょうか。知事部局だとイメージできなくもないですけど。引き継ぎさえうまくいけば、例えば、「事務をここまでしておきます。後の週3日はいないのでよろしく。」ということになるのだと思うのですが、学校現場でそういう働き方は過去あったのでしょうか。要は、今までに全くないシステムだと、現場が混乱しそうだと思ったので。いかがでしょうか。

松原教育長

高校は、時間講師という制度があります。ただ、義務教育の場合は、時間講師がありませんので、二人で一人分というところがでてくるのかもしれませんが。

西森委員

今後は、変わるかもしれないということですね。

松原教育長

再任用に限ってはということですね。

学校教育課長

基本的には、ほとんどの場合はフルタイムでということになります。色々なケースを含めて、それも可能性として残しておると考えていただければと思います。

教員の場合は、この部分をシェアという形にはなかなかありませんので、ベースとしては、ほぼフルタイムということになるかと思っております。

門田委員長

いったんはきちんと退職して、その後年金支給されるまでの勤務であれば、来年退職者で何年間でしょうか。

学校教育課長

来年は1年間です。その後順次伸びていき、最高は5年までとなります。

西山委員

お願いということでお聞きしていただければと思います。いかなる任用においても、任用される方のやりがい、生きがいというのがすごく大事だと思います。年金支給までの繋ぎでこのようにしてしまうというのは、制度上は必要かもしれないけど、それだけだとあまりにもさみしい。ここに書かれている再任用の職員については、特性ある能力に注目をして、本人がやりがいを持ってやれるような職場環境を整備するという運用にしていだけたらありがたいなと思います。そうするとモチベーションが上がります。特に、定年退職されている先生方は、もちろんそれ以前の先生方も同じだとは思いますが、色々な面で私たちの現役世代が習得できていない、あるいは習い切っていないところをお持ちだと思います。そういうことから考えると、やはり年金支給という国の制度上の事柄もさることながら、やはり働き手のやりがいということが、十分引き出されるということに注目されたら、各現場においても、非常に円滑にいくでしょうし、ひいては、学校全体のいい雰囲気につながっていくと思いますので、その辺を是非、気に止めていただけたらありがたいなと思います。

山本委員

再任用が増えていきますと、新規採用という部分が抑えられるのですか。できるだけ人を育てていくという部分についても、うまいバランスで考えていただければと思います。

学校教育課長

現在、その辺りについては、県の教育委員会は長いスパンで見えています。ご承知の通り、教員の年齢構成はいびつな形でありますので、その適正化は大きな課題でございます。それを1～2年というよりもっと長いスパンでの採用計画を立てながら、採用人数については決定しておると県教委からは説明を受けております。

門田委員長

他にはご意見ないですか。

それではご意見もないようですので、この件の質疑は終了し、採決に移ります。

市教委第41号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は原案の通り決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

それでは、市教委第41号は原案の通り決しました。

次に、日程第4市教委第42号「高知市公立学校教員に係る措置について」を議題とします。8月の定例教育委員会から継続審議となった案件です。

人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

門田委員長

秘密会を解きます。

続きまして協議事項です。「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価における事務局一次評価案について」事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

6月の定例教育委員会においてお諮りしました、教育委員会の事務の点検・評価について、事務局の方で自己評価ができましたので、それに基づいて本日協議をお願いするものでございます。

資料の6ページにその案件を記載しておりますが、ご存じのように、この点検・評価につきましては法律に基づいて実施するものでございまして、本年度につきましては、6ページの下の方に①～⑥までに書いておりますが、6事業につきまして、点検・評価を行うことを先にご承認をいただいているところでございます。本日は、各事業について、事務局で行いました点検・評価案をご説明いたしますので、ご意見等を頂戴したいと考えております。

なお、今後のスケジュールをあらかじめ説明させていただきたいと思っております。

近日中に、外部の点検・評価委員さんを2名委嘱いたします。委嘱後、本日説明いたしました各課作成の点検シートに対していただいた本日の教育委員さんのご意見、これを踏まえて修正したものを、点検・評価委員さんにお渡しをして意見をいただくということにしております。その後、11月には臨時の教育委員会を開催いたしまして、点検・評価委員さんからのご意見について教育委員さんにご報告をさせていただき、再度そのご意見をいただいたうえで、11月の定例委員会において最終的な案を提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、各事業について順次説明いたします。

門田委員長

お願いします。

教育政策課教育企画監

教育政策課の野村でございます。

防災教育の推進を説明する前に、お手元に高知市教育振興基本計画詳細版という冊子を置かせていただいております。3月に作成しましたこの振興基本計画の詳細版が8月に完成しましたので、お配りさせていただいております。

その6ページに施策体系がございます。その中に33の主要施策がありますが、この詳細版には、この施策の主な取組事業について今年度から4年間の実施計画を示して詳細版としました。具体的には、9ページ等を見ていただいたら4年間の実施計画となっております。今回の教育委員会の事務点検・評価につきましては、後ほど説明いたしますA3の様式2の左上に基本方針、重点目標がありますが、この基本方針は、高知市教育振興基本計画の基本目標、重点目標については、振興基本計画の基本方針から、それぞれ学校教育の狙いについては、表記をしております。また、各事業については、この基本計画の主要施策に基づき、その中の主な取組事業から選択して事業を挙げています。

それでは、教育政策課の点検・評価の対象取組の防災教育の推進について説明させていただきます。

様式2の左上をご覧ください。1. P l a nという欄があります。防災教育の推進として、「防災に主体的に行動できる態度と技能を身に付けることができる学習を進めること」、また「防災に貢献できる人づくりを目指すこと」、この二つを目標として掲げました。

右側をご覧くださいますと、三つの対象とした個別事業がございます。個別事業は、様式1で説明させていただきます。

1枚めくりますとA4の様式1があります。

まず一つ目の「防災学習の推進、心肺蘇生技能講習の実施」です。この事業は、児童生徒の防災意識を高めるとともに、身近で災害や事故が発生した際に活用できる実践的な技能の習得を目指すことを目的としています。達成すべきレベルとしては、児童生徒の共助の意識を高めることです。成果としましては、小中学生の発達段階に応じた学習を進めることができましたが、小学生には一部少し説明に難しい言葉があったりして、知識の定着に課題がありました。改善策としては、学校と連携して、子どもたちが理解できるような教材、教具の工夫をしていきたいと考えています。こうしたことから、

評価としては、達成度 B、方向性 a としました。

次、資料をめくっていただいて、二つ目、「学校防災リーダーの育成、防災士養成講座の開催」です。この事業は、防災士の資格取得によりまして、主に学校における防災教育を推進するための資質を身に付けた教員を養成することを目的としています。達成すべきレベルとしては、防災士資格を有する教員を3年間で200名養成することです。成果としましては、今年度前期に23名の防災士の資格者を出すことができました。課題として、受講講座の日程が、前期は課業日に開催した日が何日かありましたので、後期につきましては長期休業中、教員が参加しやすい養成講座の開催を検討しております。評価としては、達成度 B、方向性 a としました。

3枚目をお開け下さい。三つ目です。「地域防災教育についての学校づくり」、「中学校を中心とした防災教育の推進」、「地域と連携した防災教育の推進」です。この事業は、防災教育の指導方法の開発により、防災教育を充実すること。そして、家庭、地域と連携して、より実践的な防災訓練等に取り組むことで、地域防災の拠点としての学校づくりを目指すことを目的としています。達成すべきレベルとしては、学校での防災教育を充実することで、児童生徒に、思考力や判断力を身に付けること。二つ目に、主体的に行動できる技能を身に付ける。三つ目として、共助のこころを育てて、地域防災に積極的に貢献する態度を身に付けることの三つを達成すべきレベルと考えました。成果としては、学校が核になり連携、協力した防災教育の取組を進めることができました。ただ中学校区によっては、自主防災組織との区割りが一致してない地域もあったところです。改善策としては、管理職や防災教育推進教員等が地域との連携の窓口を担ったり、ネットワークを共有化することで、地域と学校がさらに連携、協力できる方策を検討することが必要だと考えています。

評価としては、達成度 B、方向性 a としました。

それでは、様式2に戻って、右下をご覧ください。3. Checkの欄でございます。

昨年度から、県市の防災関係の指定事業を活用して、防災教育の取組の広がりや学校での防災教育の推進役の養成などを開始することができ、一定成果を上げることができたところから評価としては上から二つ目の評価をしたところです。

最後に左、4, Action（見直し）の欄をご覧ください。防災士資格取得の知識、技能維持のための手立てとして、防災教員推進教員の研修の内容の充実を図ることで、学校防災の中核が担える人材の確保に努めていきたいと考えています。二つ目に、学校の取組が地域全体に広がるように、市の防災対策部との連携強化を図りながら、さらに防災教育推進の事業化を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

門田委員長

次は、チャレンジ塾について、お願いします。

学校教育課長

それでは、キャリア教育の充実の中で、高知チャレンジ塾における学習支援の充実についての取組についてご報告いたします。

このチャレンジ塾につきましては、平成23年度からスタートし市内5か所で実施しているものですが、今回これを10か所に広げて、合計500名の登録、延べで1万2,000名の参加を目標として今回取組をしたところでございます。

この事業としましては、子どもたちの家庭の経済状況等が、子どもたちの進路、また学力に及ぼす影響があるという中で、そういった負の連鎖を断ち切るということで推進している事業でございます。

私どもの目指す方向としては、子どもたちの直近の進路指導の決定ということになりますと、高校進学ということになりますので、これがすべての子どもたちが、自分たちの考える高校に進学できることを目指すレベルとして、目標として定めて取組をスタートしたところでございます。

本年度10か所に場所を増やしまして、昨年度の状況で言いますと133名中131名が、また生活保護世帯で言えば、43名中41名が進学できた実績もありますが、さらに数値的なものと、内容的にも

子どもたちが本当に行きたい学校へ行くための支援に高めていく必要があるだろうと考えているところでございます。平成25年度10か所に増設することにより、資料には7月末で241名と書いておりますが、8月末で270名まで増加してきております。今後、例年の傾向ですと、2学期、それから受験前になりますと、生徒数は増えていくと考えております。

事業そのものの達成度、方向性につきましては、予定した方向で進んでいるということで、達成度B、方向性aと評価しています。

ですが、課題としては、左下Action（見直し）のところでも書きましたが、参加はしているものの本当に学習に真面目に取り組んでいるかどうかということに疑問が残る状況でございますとか、それから多様な子どもたちがまいりますので、そうした子どもたちの個々の状況に応じた対応になり切れているかということ言えば、課題が残るだろうと考えております。例えば、10か所にすることで、全市的に網羅はできていますものの、それが本当に最善な施設設置になっているかというところ、まだまだ改善すべき必要があると思っておりますし、人員的にも支援員の数としましては、70名おりますが、これが、多様な子どもたちのニーズに合っているかどうかということを見直す必要があります。そこで、3.Check（評価）は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直す必要があるという項目にチェックしたところでございます。

なお、この事業につきましては、予算的には国費100%で行っていますので、その補助金制度の変容に伴って、市単独でどのように実施していくか、継続していくかということについては、今後も検討していく必要があると考えているところでございます。

以上がチャレンジ塾でございます。

続きまして、就学前教育でございます。

目標といたしましては、以前教育委員会でもお示ししましたが、昨年度、「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」というものを作って、各校に配布しております。ですから、方向性を示して、現場で今年実際に動いていくというのが、この就学前教育の推進の中での幼児教育と学校の連携を強化するための保・幼・小連携推進地区事業ということになります。ですから、この取組を、実際に教育現場の中で動かしながら、成果につなげていきたいということを考えております。

取組の中で、一つ現状として私どもが考えておりますのは、いわゆる小1プロブレムと言われる、小1に入って不適應を起こす子どもたちの数をできるだけ少なくしていきたいということで、そこには23年度、24年度の発生率をお示しているところです。24年度若干減少したところがございますが、これが今年どのようになるのかということも、一つチェックのポイントになるかと考えているところです。今回は、8小学校区を推進地区としまして、目標のところに掲げました四つの取組がすべての校区で実施されるということを定めて進めているところでございます。現在の状況としては、当初予定した状況での取組は、進んでいると考えているところでございます。

また、中学校も含めた連携のラインが、きちんとできあがりつつあるということで、達成度については、ほぼ想定した進捗状況であるということでB、方向性としては、子どもたちの学力を含めた課題、生徒指導上の問題等を解決していくにはこの連携等が必要であるということで、方向性としてはaとしているところです。ただ、課題等見直しにつきましては、現在、私どもの取り組んでいるのは、外枠といいますか、取組の形づくりをしているところでございますので、今後これが実際に動き始め、もちろん8地区では動いておりますが、より密接に動き始めた中では、まだまだ個々の課題、取り組まなければならない状況が出てこようかと思っております。校種の違いとか、組織の違いといった課題が出てこようかと思っておりますが、そうしたものについて、一つずつ解決しながら確かな成果につなげていきたいと考えています。

そういった中で、3.Checkについては、対象取組の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要であると、常に見直しをしながら、実際この流れが各教育現場に根付いているかどうかということは、点検していく必要があるだろうと考えているところでございます。

就学前教育については以上でございます。

門田委員長

生徒指導について説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

様式2の課題をご覧ください。

学力対策第二ステージとして、本年度から学力対策と生徒指導対策を両輪として充実いたします。学校づくりを目指すためには、学力対策とともに生徒指導を充実していくことが求められています。そこで、生徒指導の取組の充実を図ることで、昨年度と比べて、生徒指導上の諸問題に係る数値や刑法犯少年を減少させることを目標としました。

D o (実施) をご覧ください。対象としましては、個別事業が三つございます。

組織的な生徒指導体制の推進(生徒指導スーパーバイザー派遣事業)をご覧ください。この事業は、学校に生徒指導スーパーバイザーを派遣し、生徒指導上の課題の早期対応、早期解決を図るための支援体制づくり及び対応力の向上を図ることを目的としております。達成すべきレベルは、生徒指導スーパーバイザーの指導助言により、生徒指導に係る支援体制づくりや対応力の向上を進めることにより、暴力行為の発生件数等を減少させることです。成果としては、主に、中学校を訪問した結果、学校組織としての取組が進んできたこと、問題行動が抑止されたこと、関係機関との連携が進んできた等が挙げられています。課題としましては、学校の実態に応じたスーパーバイザーの入り方を工夫することや、さらに学校の課題を共有すること、学校長との連携をさらに進めることとしております。

評価としましては、達成度B、方向性bとしました。続いて少年補導センターより報告させていただきます。

少年補導センター所長

続きまして、少年補導センターより少年非行対策について説明いたします。

この事業については、刑法犯総数に占める少年の割合が非常に高く、重点的に、小学校では万引き防止、中学校では自転車盗難防止の指導をいたします。児童生徒間で認識に差があり、市内小中学校で教育・指導するために、センター職員が直接学校に出向き指導を行います。このような取組から、刑法犯少年の減少を目的としております。

達成すべきレベルとしては、全小学生に万引きは犯罪であることを、全中学生に自転車盗等は犯罪であること、盗難防止のためには、施錠、防犯登録が重要であることを充分理解させることとございます。成果でございますが、意識の変容と数値につきましては、そこに記載しているとおりでございます。以上のような学習をすることによって、ほとんどの児童生徒が理解することができました。今後も、全員理解に向けて学校、保護者と連携し、広報等も含めまして、繰り返し継続した指導を行っていくことが大切です。改善策といたしましては、学校独自の取組を職員も出前授業等で支援し、徹底します。また、児童会、生徒会の組織を活用し、児童生徒が自主的に取り組むことができるような仕組みを、学校とともに構築します。保護者や市民に対しましても広報活動を通して協力を依頼してまいります。評価としましては、達成度、方向性ともにBとしました。

続きまして、児童生徒等自立支援教室運営事業でございます。この事業につきましては、学校が授業中に街頭補導で出会う居場所のない児童生徒に対して、自分自身を見つめなおし、将来の展望を持たせることのできる居場所を作り、学校復帰や高校等進学を目指すこと、また、既卒者についても、進学、就職についての相談や学習支援をすることを目的としています。達成すべきレベルとしましては、過去の実績を踏まえ、年度内の学校復帰、進学した割合を生徒数の80%としました。本年度の成果としましては、現在7名通所しております。内訳は、街頭補導時の声掛けから6名が通所しており、1名は昨年からの継続生です。学習後、職員や指導員との会話や振り返り等により、表情も柔らかくなり、将来への夢や希望を持ち、学習意欲も高くなっております。さらに、学校とのケース会を定期的に行うことにより、きめ細かな支援に繋がっております。通所生一人ひとりの課題に合わせた学習内容や指導方法、保護者、学校との連携の強化、街頭補導時の居場所のない生徒への継続した声掛けなどが課題でございます。改善策としては、街頭補導時に教室の紹介カードを配布したり、通所生

の学習レベルや心理的背景を探り、個人カリキュラムを作成し、学校と定期的に行っているケース会から、学校復帰、進学に向けての連携をさらに強化したいと考えています。評価としては、達成度、方向性ともBとしました。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

右のCheck（評価）の方をご覧ください。7月の調査の結果では、昨年度同期と比べまして、暴力件数が減少していること、刑法犯対策の万引き、自転車盗難防止の取組では、児童生徒の意識が大幅に向上していることから、上から二つ目の評価をしています。生徒指導は、本格的な取組を本年度より始めていますが、さらに学校との連携を進めながら、きめ細かい対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

門田委員長

続けます。教職員の研修体系の再構築についてお願いします。

教育研究所長

教育研究所の多田でございます。

研修につきましては、昨年度、高知の教育課題である学力向上や、今日的な新規課題である防災教育、またいじめなど対応を考える際に、教員の指導力、資質、対応力等が大事になり、その一翼を担うのが、教職員研修であるということで、教育委員会全体で研修体系を見直しております。またその点検評価という問題を、事務事業の点検・評価にもあげていただいたところです。

では、様式2のPlanをご覧ください。

まず、目標としましては、この研修というものが、実践的指導力の育成に繋がっているか、また効果的、効率的な研修となっているかということ、昨年度の研修体系に基づいて、今年度実施したものがどうであるかということ、再構築したいと考えています。

目標設定の理由でございますが、研修が、教職員一人ひとりの個々の資質、指導力の向上ということと、それをさらに学校の中で、組織力としてどう高めていくかということが重要ではないかと考えた時に、そこにキャリアに応じたものということが大事になってくるのではないかと、そして、組織を動かしていく時に、マネージメントという意識が学校の中でも大切ではないかということで、このような目標を設定いたしました。取組の現状と課題でございますが、この研修につきましては、キャリアステージに応じた研修が行われて、個々のものについてはそれぞれの達成度を持ちながらも、学校全体へつながるといふ部分に課題も見られるのではないかとということが挙げられています。

対象の事業としまして、右側の2番ですけれど、研修を大きく二つに分けました。一つは、キャリアに応じた、法定研修になります初任研修や10年次研修、そして2年、3年、4年次という年次研修というようなもの、また職務に関わる研修というような研修と考えています。二つ目の、組織として機能する学校づくりということで、こちらは、就任2年次、3年次の管理職などの研修、そして研究主任などの職務等研修、そして何よりも教員が、自ら主体的に研修を受けられるようにというようなもので考えております。

そして、達成すべきレベルでございますが、キャリアに応じた人づくりというところは、研修を受けた者が、4件法で3.5以上とするということを達成すべきレベルといたしまして、8月にほぼ大体の研修は終わりましたけれど、3.5以上の結果を得ているのではないかと考えております。

課題といたしましては、例えば現在、特別支援教育といった、学校が必要と感じているところを研修の中へ取り込んでいくということが必要ではないかということで、その評価は、達成度、方向性をそれぞれBとしているところでございます。

組織として機能する学校づくりにつきましても、4件法で、3.5以上の達成という目標で取り組んでおります。成果のところにも書いておりますが、研究主任の会などにつきましては、受講者の満足度も高かったように感じています。

課題でございますが、研究所による研修と校内研、OJTとOFF-JTが連動していくことが必要ではないかと考えております。これにつきましては、まだ課題であるということで、評価としまし

ては、両方ともBという評価にしております。

その下の3番、Checkでございますが、それぞれの取組についてはほぼ成果を挙げているが、内容については見直しをさらにしていく必要があるということで、このような評価になっております。

4番のAction（見直し）でございますが、先ほどから申しておりますように、個々の研修について一定の成果はあるものの、やはりマネジメント力であるとか、学校の中のミドルリーダーとしての意識を高めていく、またチーム研修として共同的な力をといるところが、学校の中では大事ではないかということで、そのような研修を計画していきたいと考えております。以上でございます。

門田委員長

ありがとうございました。

次に放課後子どもプランの推進、お願いいたします。

青少年課長

青少年課、西本でございます。

対象取組は、放課後子どもクラブの推進で、事業は三つございます。「放課後子ども教室」、「小学校放課後学習室」、「放課後児童クラブ」。順次、様式2で説明してまいります。

放課後子ども教室、本年度の実施は7校でございますが、年間平均開設日数210日、年間延べ参加児童数3万2,000人を目指すという目標を定めております。この子ども教室は、子どもの居場所として、放課後だけではなく、長期休業日にも開設が必要だと考えたことによります。この事業の現状としては、地域住民の協力を得て運営が行われております。

達成すべきレベルの成果ですが、7月末の報告によりまして、7校の平均開設日数約70日、延べ参加児童数1万318人ということで、年度内に数値目標が達成できる見込みでございます。課題としましては、より高い目標ということになるかと思いますが、地域社会の中で、心豊かで、健やかに育まれる環境づくりを推進するというのが本来の事業の目的でございますので、それを目指して、地域性を活かした運営内容が望まれると感じております。

この子ども教室でございますが、実は、開設校が段々減っております。御昼瀬小学校の閉校であるとか、平成25年度五台山小学校が児童クラブに移行し子ども教室が終了したことなどにより、規模としては段々縮小しております。それと、周辺校での取組が主になりますので、対象児童数の減少というのもございます。そのため、事業規模としては、年々縮小という傾向は否めません。

課題の改善策につきましては、長期休業日に地域の行事に取り組むなどの活動ということで、各運営委員会では、夏祭りへの参加や、クリスマス会を子ども教室で計画を立てているところへ、地域住民が協力してくれるというようなことを考えております。

次に、小学校放課後学習室ですが、目標は26校での実施、年間参加実児童数1,000人を目指すとしております。これは、学習習慣の定着を図る観点からも、実施校数と参加児童の増加が必要と考えたからです。この事業につきましては、学習習慣の定着ということについて、保護者からの期待が大きいと感じております。

成果でございますが、8月までの統計ですが、26校で実施しておりまして、参加実児童数は1,005人ということで、これも目標は達成できる見込みでございます。

課題といたしましては、事業効果を高めるためには、学校行事との緊密な連携が必要である、また児童の自己肯定感を育む場となることが重要であると考えております。苦手な学習について、その場で気軽に指導してもらうことで、基礎学力を向上させることに寄与できております。勉強が分かることが自信となり、「他の児童との関係改善に役立っている。」「また異学年交流の場ともなっている。」「学習アドバイザーが思いを受け止めてくれることで、児童が自己肯定感を育むことができています。」という報告をいただいております。

改善策の検討としましては、実施校間の情報交流の場として、事業の方向性を確認することが必要だと考えまして、交流会を開催いたしました。24校が参加してくれましたが、悩み等を話し合う中で、やはり学校との情報交換であるとか、学級担任との連携の必要性というものが再確認できま

した。

最後に、放課後児童クラブについては、目標は、入会を希望する障害児全員の受け入れを目指します。障害児の保護者の就労を支援する必要があると考えたことによります。年々障害児の入会希望が増加している現状もございます。

達成すべきレベルに対して、児童クラブの成果でございますが、入会を希望する障害児全員を受け入れました。5月1日現在で98人。これは加配指導員の付く児童数でございますが、障害がある子どもさんの人数は154人でございます。

課題といたしましては、障害児、健常児と一緒に過ごすことで、ともに育ちあう仲間づくりを行っていく必要があると考えております。そのためにも学校と連携し、障害児の状況について、情報共有を行う機会を設けること。それから指導員を対象に年4回の研修を行っていますが、その内容についても関係機関と検討することが改善策と考えております。障害児を全員受け入れることを目標に努力して、ここ数年は実際に全員受け入れているのですが、実は障害児の特性で、騒がしいことが苦手であるとか、人との関わりが苦手、またこだわりが強いということがあり、実際のところ、他の人との関わりが上手くいっているかという、施設面の関係もあったりしてなかなか難しい面もございます。

3事業とも取組は順調と考えておまして、達成度、方向性ともにBと考えております。

4のAction（見直し）でございますが、放課後児童クラブは、実は、平成27年4月から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に移行することが予定されておまして、ここで国の基準等が検討されているため、障害児の対応についても見直しの必要が生じてきます。国の基準ができましたら、市の基準についても検討しようとしているところでございます。

門田委員長

それぞれ説明がありましたが、この件について、今後、教育委員会の場で詳しく話し合いできる時間が設定されているのですね。

教育政策課長

はい。評価委員さんに、この評価案を提示しまして、意見をいただきます。いただいた意見とともに改めて報告させていただきます。

門田委員長

ご説明のような日程になっているようですが、今日この場で、特に聞いておきたいことや、ご意見がありましたらお願いします。

西山委員

保護者の理解と言いますか、保護者に参加していただく機会というのが大事な部分があると思います。どのようにして保護者が参加しやすくするかということと、それから後、地域の協力ということをお示しいただいていますので、特にこの保護者と地域というところでの関わり方について、再度チェックしていただけたらと思います。

学校教育課長

就学前教育についてですか。

西山委員

全部に渡ってです。

門田委員長

防災も関わっていますよね。

西森委員

数字を教えてくださいたい事業があります。思いやりある健やかな心と健やかな体の育成についてです。様式2の総評のところに、「中学校における1学期末の暴力行為発生件数が昨年度に比べて17件減少し」とあります。元になる数字、絶対数をできたら教えていただけませんか。昨年度何件、現在何件、よって17件減というような。例えば、100件あって17件減っていてもあまり嬉しくはないのですが、18件あって17件減ったら非常によろしいのではないかとあります。次回までで

結構ですので、数字をお願いします。

それと、もう1つ。これももしお分かりになられたら結構です。同じところの少年非行対策で、万引きとか自転車盗に関するご教育されたということで、「万引きは犯罪にならないと思っていますか。」という質問に対して、学習前が15.9%、これもそこそこびっくりするのですが、学習後も2.7%いるのですね。正直、私の価値観とか倫理観からするとちょっと解せない数字です。学習後もなぜこれが分からないのかということで。なので、これがどういう数なのか、今後で結構ですので教えてください。

それと防災士の養成に関してなんですが、男女共同参画の視点で、女性教員になるべく進んでいただくとような方策が取られているかどうか、今後で結構ですので教えてください。このような事業、どうしても男性ばかりになりがちだと聞いていますので。

門田委員長

次回にはご回答いただくということでお願いします。他にはございますか。

山本委員

防災教育の推進の中で、管理職の方も防災リーダーの資格を受けるようにしているかということと、これを受けた場合の位置付けというのは、もしもの時に、管理職と防災士の資格を持った人がどうやっていくのかということをお願いしたい。また、地域の防災の拠点としての学校づくりのなかで、自主防災とともに地元の消防団との連携というところも入れたらどうかと思ったりしているのですけれど、またご検討いただけたらと思います。

門田委員長

管理職が防災士になった時の役割みたいなものですか。

山本委員

管理職も受けているのかということと、管理職が受けてなくて、防災士の資格を持った人がいれば、もしもの時に、どう連携して対応するのかということです。

門田委員長

分かりました。他は、よろしいですか。

それでは、以上の点を、次回にお聞きすることとします。この件については、深く検討する時間があるということですので、今日はこれで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次は報告事項です。

平成25年9月高知市議会定例会についての報告です。よろしく願いいたします。

教育政策課長

第439回市議会定例会に提案しました平成24年度の決算認定議案に対する意見について教育長が専決処分しました部分をご報告いたします。

お手元の資料で、平成24年度教育費決算概要（総括）をご覧ください。

その資料1の上の表からご説明いたします。教育費歳出決算総括といたしまして決算額を表にまとめております。平成24年度は、予算額(A)のところですが、176億8,779万6,000円に対しまして、決算額(B)153億397万7,000円でした。23年度の決算額と比較しますと、49億5,052万円の増となっております。下の表の教育費項別歳出決算の右から2番目の列に、増減額を記載してございまして、その一番下の欄にありますのが、先ほど申しました49億円という数字でございまして、

増減の主な事由につきましては、資料2に記載してございまして、ご覧いただきたいと思っております。

8番の社会体育費が前年に比べて減額となった一方、2番の小学校費などで増額となっております。主な理由としましては、財団法人高知市学校建設公社の解散に向けた取組としまして、国の補助制度も活用しながら、学校建設公社が保有しておりましたすべての学校施設等を、本市に買い戻したることによるものなどでございまして、

資料1にお戻りください。

次に、予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたものが不用額でございまして、平成24

年度の不用額は、上の表の下から3段目に記しておりますが、5億7,470万5,000円となっております。なお、この不用額につきましては、資料3にも記載しております。主なものとしましては、右側の備考欄にもありますように、学校の耐震補強関連事業費などにおいて、入札の請負差額等により生じたものでございます。

以上の結果、決算額を予算額で除した執行率は、86.5%となったところでございます。

この決算の認定議案は、9月議会の経済文教委員会におきまして全会一致で承認されまして、9月27日の本会議におきましても承認されましたことをご報告いたします。

続きまして、資料3の次の4枚目に、9月議会の個人質問概要という3ページにわたって表を載せております。

9月10日から27日までに開催された市議会定例会において出された、教育委員会に関わる質問の概要について、この表をご覧くださいながら簡単に説明させていただきます。今回の議会では、教育委員会関連質問としまして、18人中10人の議員さんから全部で40問の質問が出されました。本年の6月議会の34問と比べると若干増加。昨年9月議会の62問と比較すると少し減少という状況でございます。

質問の主な内容ですが、今回の42問中22問が、児童クラブの保護者負担金の見直しについてでございます。これは新聞紙上等でもご覧いただいていると思いますが、平成13年度以降据え置きました保護者負担金につきまして、9月議会に改正条例議案を提出したことから、改訂額の根拠とか、その経緯等に関して多くの質問が寄せられたということでございます。

これ以外では、この表の一番左の列にナンバーを記しておりますが、その表の2番のところをご覧くださいと思います。公共の精神の必要性についてということで、学校現場で個人の尊厳や自由を教える際に、公共の精神についても学ばせることが重要であるが、その所見や指導状況を問うと質問がありました。この質問に対しましては、教育委員長からその所見について答弁されております。委員長は、社会のルールを守り、社会全体のために行動するといった公共の精神を尊ぶ人間を、学校をはじめ家庭そして社会全体で育てていくことが重要だと答弁されたところでございます。

次、ナンバーの16、17では、学力向上に向けた取組について質問が出されました。今回の全国学力学習状況調査の結果に対しまして、文部科学大臣からは高知の取組を分析したいというコメントも出されたところでございますが、市教委としてどう分析しているかというような質問があり、答弁では、教育長がその要因について答弁したところでございます。最大の要因といいますのは、校内研修の充実でありますとか、帯タイム、放課後の個別支援の実施など学校現場の組織的な学力向上対策が、最大の要因であったと答弁されたところでございます。

それ以外にも、新聞でも出ました「はだしのゲン」の問題でありますとか、最近出ている集団的自衛権の問題に対する教育委員会の所見を聞かれた質問もございました。こういったことを中心に質問がありましたが、詳細につきましては、この資料を後ほどご覧いただければと考えております。

なお、教育委員会から提案いたしました平成25年度の補正予算議案8件、そして予算外議案4件につきましては、経済文教委員会及び本会議におきまして、全員一致または賛成多数で承認されましたことを合わせて報告申し上げます。説明は以上でございます。

門田委員長

ありがとうございました。この件に関しまして質疑等ありますか。

山本委員

児童クラブは大きかったですね。

松原教育長

児童クラブは、保護者負担金の値上げを、議会に話すと同時に保護者に話す予定であったけれども、それが少し遅れたということです。もともと、市教委と保護者会との間で、値上げする時には事前に話しをして欲しいというような要望がありましたので、今回は、それができていなかったということだから、値上げについては、取り下げをしなさいということ、本会議でも保護者会の中でもご意見

を言われたというような状況です。

先に保護者に全部話をしてしまったら、議会軽視になるし、先に議会に話すと保護者との約束が守れないということで、なかなか難しい問題だろうと思います。

門田委員長

値上げの問題は、保護者にとっては大変大事な問題ではありますね。

松原教育長

これから、そういう問題については第三者機関を作って、色々な形で保護者の意見も踏まえて、ご意見ももらいながら児童クラブの今後のありようについて検討していくような組織を作るということで、了解していただいています。

門田委員長

児童クラブは、国の政策で少し組織が変わってくるのですか。大きく変わる可能性もあるということでしょうか。

青少年課長

青少年課、西本でございます。

先ほどの点検・評価でもお話ししましたが、平成27年4月から本格施行の「子ども子育て支援新制度」というものの中に、放課後児童健全育成事業、児童クラブというのがそのまま対象となっておりますので、移行が予定されております。

門田委員長

分かりました。ありがとうございました。

9月の議会も無事に終わりました。ご報告ありがとうございました。

それでは次に移ります。「新図書館等複合施設・子ども科学館（仮称）実施計画について」説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣でございます。

4月末に新図書館等複合施設と（仮称）子ども科学館の実施計画が終了しましたので、その内容についてご報告いたします。

別添の市民図書館資料の1ページをお開けください。

建設場所は、追手前小学校の跡地で、延べ床面積は2万2,797㎡です。高さ約38mで、階数は5階ですが、建築基準法上は地上9階、地下1階の建物となります。

施設概要についてご説明します。

まず、1階には新点字図書館を設置いたします。読書席24席、対面読書室3室で、相談室2室も活用可能となっております。他に研修室、録音室などを設置します。2、3、4階につきましては、新図書館でございます。閲覧座席は615席、総収容冊数は約205万冊で、これは全国第6位の規模となります。開架冊数は、約35万冊。ホール、研修室、集会室、対面翻訳室などが設置されます。

5階は、（仮称）こども科学館でございます。展示室は、約678㎡で、「奇跡の星地球」や「高知県を触ろう」など、35の様々な展示アイテムを設置いたしました。プラネタリウムは82席で、サイエンスショーや実験を行ったりするサイエンススクエア、実験室、工作室を設置します。

外構は、多目的広場、遊歩道を整備します。

2ページ目をお開けください。防災機能といたしましては、新図書館等複合施設は、3,000人避難可能な津波避難ビルとなり、3日分の水、食料を備蓄できる倉庫を設置します。免震構造で、止水板、自家発電設備、屋上に70kwの太陽光発電設備などを設置します。

県産材等の活用といたしましては、県産木材、土佐漆喰を使用いたします。駐車場は地下機械式60台、平置き40台計100台で、駐輪場は自転車300台、バイク75台となっており、駐車場は精算機を設置いたします。ユニバーサルデザインへの対応としては、車いす駐車場3台、プラスワン用2台、音声案内装置、補聴支援システムなどを設置することとなっております。

省エネルギー、省コストへの取組について説明します。建築物環境総合性能評価である Casbee 評価指標では、5段階のうち最高ランクのSランクとなっております。ガス、電気併用方式の空調設備や日照コントロール、太陽光発電設備、LED照明などを設置します。

建築予算は、総事業費で約104.9億円、市負担分約52億円となっております。

3ページ目を開けてください。これは、追手筋側から見た新図書館等複合施設の完成壁面図でございます。右側に外部階段がございますが、この外部階段で2階からも図書館に出入りができるようになっております。

4ページ目は、南西側、ひろめ市場側から見た完成イメージ図でございます。中央右寄りが、メインのエントランス、メインの入り口となっております。左側が、地下機械室の入口となっております。

5ページ目です。追手筋北東側から見た新図書館等複合施設の完成イメージ図となっております。

6ページ目は、1階エントランスホールのイメージ図でございます。1階から3階までは、エスカレーターを設置します。右奥につきましては、新点字図書館の読書室が見えております。

7ページ目は、2階の閲覧室、書架のイメージ図です。閲覧室とか書架の部分は2階分として天井が高い状態になっております。左上にあるのが書庫部分でございます。

8ページ目は、2階児童コーナーのイメージ図です。中央奥に見えるのは、円形になっておりますお話しコーナーでございます。ここで読み聞かせ等を実施します。通常は靴を脱いで上がれる、寛げるスペースとして考えております。

9ページは、4階ホールのイメージ図でございます。

10ページです。5階の(仮称)こども科学館を上から見たイメージ図でございます。プラネタリウムがあって、その右側に、先ほど申しました35の展示アイテムを置いている常設の展示室を考えております。

11ページ目は、5階(仮称)こども科学館の展示のイメージ図でございます。

12ページから後は、建物位置図、各フロアの平面図、立面図、外面図、(仮称)こども科学館の展示配置図等を添付しております。

以上で説明を終わります。

門田委員長

ありがとうございました。

何か質疑等ございますか。特にございませんか。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会します。

閉会 午後5時50分

署名

委員長

4番委員